

釧路市食育推進協議会設置要領

1 目的

食に対する消費者の関心が高まる中、豊かな自然に恵まれ、消費者と生産者と顔のみえるつきあいができる特徴を生かした、釧路らしい食育を総合的に推進するため、食育に関わる関係機関の情報共有、連携強化を目的とした「釧路市食育推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成

- (1) 協議会は、別表に掲げる機関及び団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。
- (2) 協議会に会長を置き、会長は釧路市産業振興部長とする。
- (3) 協議会の事務局は、釧路市産業振興部農林課において行う。

3 活動内容

- (1) 食育の総合的な推進に関すること
- (2) 構成団体相互の情報交換及び連携に関すること
- (3) その他食育の推進に関すること

4 会議

- (1) 会議は、会長が招集する。
- (2) 会議には、必要に応じ、構成団体以外の参加を求めることができる。

5 見直し等

協議会は、釧路市食育推進計画改定の際に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、その常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 その他

この要領に定めるほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。

別表

構成団体（案）

<生産者団体>

阿寒農業協同組合
釧路丹頂農業協同組合
釧路市漁業協同組合
釧路市東部漁業協同組合
釧路機船漁業協同組合
阿寒湖漁業協同組合

<消費・生活関係>

釧路消費者協会
釧路市食生活改善協議会

<教育関係>

釧路短期大学

<医療関係>

市立釧路総合病院

<行政関係>

釧路市
釧路市教育委員会

行政関係の内訳

総合政策部	都市経営課
市民環境部	市民生活課
	環境事業課
福祉部	介護高齢課
こども保健部	こども育成課
	こども支援課
	健康推進課
	児童発達支援センター
	国民健康保険課
産業振興部	産業推進室
	農林課
水産港湾空港部	水産課
阿寒町行政センター	地域振興課
	保健福祉課
音別町行政センター	地域振興課
	保健福祉課
学校教育部	教育支援課
生涯学習部	生涯学習課